



2023年2月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ソ デ ィ ッ ク
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 古 川 健 一
 (コード番号 6143 東証プライム市場)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 前 島 裕 史
 (TEL : 045 - 942 - 3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第47回定時株主総会に、定款の一部変更について、下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 2021年6月16日で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、定款に定めることにより、一定の条件の下で、「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが認められております。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止にも資すると考えており、バーチャルオンリー株主総会を開催することができる余地を作るよう、定款規定につき所定の変更を行うものであります。当社としましては、感染症拡大や自然災害等を含む大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主様の利益にも照らして適切でないと判断したときに限り、バーチャルオンリー株主総会を開催するものと考えておりますが、バーチャルオンリー株主総会の開催については、社会全体のデジタル化の動向等も勘案し、都度判断したいと考えております。
- (2) なお、本定款一部変更に関して、当社が経済産業省令・法務省令に定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を既に受けております。

2. 変更の内容

(変更部分に 2 を付しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>[第3章] 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年1月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p><新 設></p>	<p>[第3章] 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年1月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p><u>2 当社は、株主総会の場所を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年3月30日(予定)
 定款変更の効力発生日 2023年3月30日(予定)

以上